６．備考	

（記載上の注意）

１．「１．変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近の年月日を記載すること。

２．特定社会基盤事業者以外の者が、経済産業大臣に直接に提出することができる項目について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

３．２の規定により特定重要設備の供給者から報告（第23条第１項第４号に掲げる変更（構成設備が第１条第11号ロ又はヘに規定する機能に係るものである場合に限る。）を行う場合に限る。）を受けた特定社会基盤事業者は、様式第四（一）又は様式第五（一）（構成設備を追加する変更の届出をしたことがある場合には本様式及び様式第八（一）も同様。）に記載した構成設備に係る変更（構成設備を追加する変更を除く。）をする場合には、「３．変更の内容」の欄中にその際に記載した構成設備番号を、構成設備を追加する変更をする場合には、当該供給者に対し、追加する構成設備ごとに構成設備番号を付与しこれを通知するとともに、同欄中に当該構成設備番号を記載することとする。この場合において、当該供給者が当該変更の内容について経済産業大臣に直接に提出する時は、先立って経済産業大臣に示した又は追加する構成設備について特定社会基盤事業者から通知を受けた構成設備番号を併せて示すものとする。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第七（二）（第23条第２項及び第５項関係）

導入等計画書
緊急導入等届出書　の変更の案

（特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合）

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第１項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第５項において準用する同条第１項の規定により、緊急導入等届出書の変更）を行うので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="4">１．変更を行う届出</td><td rowspan="2">届出年月日</td><td>導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）</td><td></td></tr>
<tr><td>特定重要設備の種類及び名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>重要維持管理等の委託の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>２．変更事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">３．変更の内容</td><td>変更前</td><td colspan="2">変更後</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>